

※市販のA4版ファイル等を使用する場合に、点線の部分を切り取ってファイルの表紙・背表紙として貼付けして、ご利用ください。

※欄は記入しないでください。

新ひだか町

商号又は
名称の頭文字

ひらがな

物品購入及び役務の提供
競争入札参加資格審査申請書

商号又は 名称				
所在地				
※ 受付番号	分類		番号	

ひらがな

商号
又は
名称

※
市町
村名

新
ひだ
か
町

※
受付
番号

分類

番号

競争入札参加資格審査申請（物品の購入及び役務の提供）提出書類確認票

申請者	
-----	--

本申請に係る連絡先	部署	
	氏名	
	TEL	
	FAX	

- この申請の「手引き」をよく読んでから、申請書を作成してください。
- 提出書類の確認をし、当該提出書類の「申請者確認欄」に○印を付けてください。
なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知ください。
- 提出書類は、下記番号順に並べて提出してください。確認票を一番上にしてください。
- 書類はA4版サイズとし、「市販のA4フラットファイル」に綴じて、お持ちください。

◎：必ず提出する書類 ○：該当する場合提出する書類

並順	提出書類	法人	個人	組合	様式等	摘要	○チェック		
							申請者確認欄	町確認欄	
表紙	競争入札参加資格審査申請提出書類確認票	◎	◎	◎	【確認票】				
1	競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	◎	【様式1】				
2	競争入札参加資格審査申請書付票	◎	◎	◎	【様式2】				
3	委任状	○	○	○	【様式3】	年間（資格の期間）を通して、受任者へ委任する場合に提出			
4	参加希望資格及び 資格要件（営業許可・資格者等）確認票	◎	◎	◎	【様式4】				
	参加希望する資格の種類ごとの取扱品目等確認票	○	○	○	【様式4付表】	自動車、燃料（施設・自動車）、電気保安管理業務の資格を希望する場合のみ提出			
5	登記事項証明書（写し可）	◎	—	◎	添付書類	申請書提出日前3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書			
6	身分証明書（写し可）	—	◎	—	添付書類	申請書提出日前3か月以内に法務局から発行されたもの（個人の場合は、市区町村）			
7	審査基準日において、引き続き1（2）年以上その事業を営んでいることを証する ・営業証明書 ・令和4（3）年1月1日以前に契約した契約書等の写しを、希望する資格の種類ごとに1件分	○	○	○	添付書類	営業に必要な許可・認定・登録等を受けていない場合は、左記の書類のうちいずれかを提出 なお、営業証明書については、申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行された代表者のもの 物品購入～1年、役務の提供～2年			
8	業務実績調書（役務の提供のみ提出）	◎	◎	◎	【様式5】	審査基準日の直前決算期1年間の実績を確認			
		◎	◎	◎	添付書類	参加希望資格（営業品目）ごとに、履行実績を証する契約書等の写しを一つ添付			
9	保有営業許可等一覧	○	○	○	【様式6】	参加希望資格（営業品目）が、法令等の規定に基づく営業許可等が必要な場合等			
		○	○	○	添付書類	該当する 許可書等の写し を添付			
10	有資格者等一覧	○	○	○	【様式7】	参加希望資格（営業品目）が、法令等の規定に基づく資格等が必要な場合等			
11	技術者名簿	○	○	○	【様式8】	参加希望資格（営業品目）が、法令等の規定に基づく資格者等の配置が必要な場合等			
		○	○	○	添付書類	該当する 資格者証等の写し を添付する			
12	従業員名簿	—	◎	◎	【様式9】	個人事業者・組合の場合			
13	法定保険加入状況一覧	◎	◎	◎	【様式10】	加入該当事業所でない場合も提出が必要			
		◎	◎	◎	添付書類	社会保険等の加入義務がある場合は、 加入状況を確認できる書類の写し を提出			
	社会保険等の加入義務がないことの申出書	○	○	○	【様式10付表】	社会保険等の加入義務がない保険があった場合は、提出			
14	経営規模及び経営状況調書	◎	◎	◎	【様式11及び付表】	財務諸表をもとに記入し、作成 個人事業者等の場合は、 付表 の提出			
	決算書等財務諸表の写し	◎	◎	◎	添付書類	審査基準日直近の1事業年度分			
15	納税証明書 ※写し可 ◎ 受任者がある場合は、本社分（申請者）と受任者（支店等）の「両方」を提出してください。	◎	◎	◎	添付書類	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの ①市区町村税 ②都道府県税 ③法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税			
16	道内営業所一覧	◎	◎	◎	【様式12】	支店等の営業所がない場合も提出			
17	印鑑証明書（写し可）	◎	◎	◎	添付書類	申請書提出日前3か月以内に法務局（法人）又は市区町村（個人）が発行したもの			
18	同意書	提出不要です							
19	誓約書	◎	◎	◎	【様式14】	暴力団等関係者でないこと等の誓約書			
20	組員（会員）名簿	—	—	◎	【様式15】	協同組合等での申請時に提出			
21	資本関係・人的関係	◎	◎	◎	【様式16】	協同組合等での申請時に提出			
22	定款又は寄附行為の写し	○	—	◎	添付書類	会社以外の法人の場合			
23	官公需適格組合証明書の写し	—	—	○	添付書類	証明を受けている場合			

物品購入
役務の提供

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

令和6年度において、新ひだか町が発注する別添の資格の種類に係る物品購入及び役務の提供に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請人の 所在地	郵便番号			-				電話 () -
フリガナ								
商号又は名称								
フリガナ								
代表者								

私は、競争入札参加資格審査申請に当たり、次に掲げる事項に該当する者であることを申し出ます。

また、入札に際しては、他の入札参加者と談合もしくは何等の協議もしません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 次に掲げる税に滞納がある者でないこと。
 - 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）
 - 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）
 - 市町村税（住民税等）
- 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者でないこと。

1 過去の競争入札参加資格の取得状況

- ◎ 過去に新ひだか町、又は北海道の競争入札参加資格を取得したことがある方は、「有」の欄に○を付してください。それ以外の方は「無」の欄に○を付してください。

(新ひだか町)

(北海道)

有 ・ 無

有 ・ 無

※ 名 簿 番 号					
分類番号	登 録 番 号				
受付年月日	令和 年 月 日				

※の欄は記入しないでください。

受付印

※確認者

印

様式 2

競争入札参加資格審査申請書付票

1 申請者

本店の情報を記入してください。

(フリガナ)					
所在地					
(フリガナ)					
商号又は名称					
(フリガナ)					
代表者の職氏名					
郵便番号		電話番号		FAX番号	

2 受任者

本店の代表者が、支店等の長に年間（資格の期間）を通して、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限の委任をする場合は、その支店等の情報を記入してください。なお、別に委任状の提出が必要です。

(フリガナ)					
支店等の所在地					
(フリガナ)					
支店等の名称					
(フリガナ)					
受任者の職氏名					
郵便番号		電話番号		FAX番号	

3 連絡先

新ひだか町との業務連絡を担当する支店等の情報を記入してください。

(フリガナ)					
所在地					
(フリガナ)					
支店等の名称					
郵便番号		電話番号		FAX番号	

4 会社概要

法人設立登記(個人の場合は開業)	営業年数	払込資本金(個人の場合は不要)	消費税
昭和・平成・令和 年 月 日	年	千円	課税業者 ・ 免税業者
従業員数(代表者を含む)	直前決算日		
人	令和 年 月 日		

5 印鑑

使用印と実印が同じ印鑑の場合は、両方の欄にその印を押印してください。

使用印	実印

委任状

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

(委任者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の事項について、代理人を定め委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札・見積に関する件
- (2) 契約締結に関する件
- (3) 契約金、保証金の請求受領に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他契約処理に関する件

2 委任期間

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

3 代理人（受任者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式4

参加希望資格及び資格要件(営業許可・資格者等)確認票

商号又は名称	
--------	--

- 参加希望する主な営業品目(資格の種類)の「参加希望資格」欄に○印を記入してください。また、細分類に複数の品目がある場合は、希望する「マル数字番号」を○印で囲んでください。
- 営業品目(資格の種類)ごとに、営業許可や有資格者等が必要なことがありますので、細分類の品目名称に【番号】を付している場合等、【様式6】及び【様式7】を参照のうえ、確認してください。
- 新ひだか町として、この資格審査における営業許可・有資格者等の資格要件については、「営業許可・有資格者等」欄に「必須」又は「任意」と記載していますので、確認してください。
- 営業許可・有資格者証等を紛失している場合は、関係所管窓口にて、再交付の手続きをしていただき、証明書等の交付を受けてください。

II 役務の提供に係る契約

参加希望資格	営業品目番号・名称 (資格の種類)					参加希望資格の要件等		
	大分類		小分類		細分類	営業許可・有資格者等	営業年数	登記証明書の目的欄の番号
	番号	品目名称	番号	品目名称	品目名称			
1	警備業務	101	警備業務	①施設警備業務【27】	必須			
				②交通誘導警備、雑踏警備業務【27】	必須			
				③貴重品運搬警備業務【27】	必須			
				④身辺警備【27】	必須			
				⑤機械警備【28】	必須			
2	建築物 清掃等業務	201	建築物清掃	①一般清掃【29・36】 ※清掃従業員5人以上は必須要件	任意			
				②院内清掃【101】	任意			
				①空気環境測定【30・36】	任意			
				①空気調和用ダクト清掃【31】	任意			
				①飲料水水質検査【32】	任意			
				①飲料水貯水槽清掃【33】	任意			
				①排水管清掃【34】	任意			
				①ねずみ昆虫等防除【35】	任意			
				①環境衛生総合管理【36】	任意			
①外壁・窓等清掃【220・221・222・223・224】	任意							
				※ 小分類番号201から209の品目は、営業許可等が有ること又は過去5年間に同種業務に係る官公庁発注の元請としての実績が有ることが必要				
3	電気保安 管理業務	301	電気保安管理	①電気保安管理業務【215】	必須			
4	消防設備 点検業務	401	消防設備点検	①消防設備点検【208・209】	必須			
5	地下タンク等 点検清掃業務	501	地下タンク等点検清掃	①地下タンク等点検清掃 【事業者～102】	必須			
				【資格者～212(甲種又は乙種第4類)・301】	いずれか必須			
6	昇降機保守 点検業務	601	昇降機保守点検	①エレベータ保守点検【206】	必須			
				②エスカレータ保守点検【206】	必須			
				③小荷物専用昇降機保守点検【206】	必須			

様式4 付表 物品購入（燃料）

申請する資格の種類ごとの取扱品目等確認票

商号又は名称

次の取扱品目について、取扱品目及び販売実績の有無、配送・給油不可日等を記入してください。その他取扱等に参考事項がありましたら、参考事項欄に記入をお願いします。

燃料の種類	取扱品目	販売実績の有無	配送等の内容				
			配送の可否	配送不可日			その他参考事項
施設燃料	灯油	有・無	可・否				
	A重油	有・無	可・否				
	廃食油	有・無	可・否				
	バイオディーゼル燃料 (B100 脂肪酸メチルエステル)	有・無	可・否				
燃料の種類	取扱品目	販売実績の有無	給油等の内容				
			配送の可否	配送不可日	給油不可日	大型車両用(バス等)の給油可否	その他参考事項
自動車燃料	ハイオクガソリン	有・無				可・否	
	レギュラーガソリン	有・無				可・否	
	軽油	有・無	可・否			可・否	
	バイオディーゼル燃料 (B5 混合軽油)	有・無	可・否			可・否	

- 1 燃料の種類で取扱いが出来るものに、○印及び販売実績の有無並びにその他各項目に記載すること。
- 2 定休日等で配送が不可能な曜日等がある場合、「配送不可日欄」に記載すること。なお、自動車燃料に係る配送については、町有施設にて使用する作業車両等のためのものです。
- 3 定休日等で給油が不可能な曜日等がある場合は、「給油不可日欄」に記載すること。
- 4 大型車両が給油所内に入庫し、給油できるかどうかの可否を「大型車両用(バス等)の給油の可否欄」に記載すること。
- 5 廃食油は、町温水プールのボイラーで使用予定のものであり、品質規格等については、教育委員会生涯学習課へお問い合わせください。(電話0146-42-0075)
- 6 バイオディーゼル燃料(B5・B100規格)については、現時点での施設燃料・自動車燃料での購入は未定です。

申請する資格の種類ごとの取扱品目等確認票

商号又は名称	
--------	--

自家用電気工作物等保安管理調書

資格の種類「**電気保安管理業務**」において「電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たすこと」について、次の各項目に記入してください。

1 電気主任技術者の内容について（要件(1)、(4)）

電気主任技術者氏名	免状の種類 ※○を付けてください	経験年数	免状記号番号	免状交付日	常駐場所
	第1種・第2種・第3種	年			

2 機械器具保有状況について（要件(2)）

機械器具の名称		保有台数	機械器具の名称		保有台数
1	絶縁抵抗計	台	7	騒音計	台
2	電流計	台	8	振動計	台
3	電圧計	台	9	回転計	台
4	低圧検電器	台	10	継電器試験装置	台
5	高圧検電器	台	11	絶縁耐力試験装置	台
6	接地抵抗計	台			

注「電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たすこと」の内容

次の事項全てに該当する者

- (1) 電気主任技術者免状を有する者を雇用していること。ただし、第1種電気主任技術者においては3年、第2種電気主任技術者においては4年、第3種電気主任技術者においては5年の実務経験を有すること。
- (2) 平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第2条の規定による次の機械器具を有していること。
絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器、接地抵抗計、騒音計、振動計、回転計、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置
- (3) 業務に従事する電気主任技術者が、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第3条の規定に基づき算定した値が33未満の者であること。
- (4) **電気主任技術者の主たる勤務場所が新ひだか町内の委託施設に遅滞なく到達できる場所であること。**

様式6

保有営業許可等一覧

商号又は名称	
--------	--

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、営業許可等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
 - 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式6】の番号の営業許可等を確認して、事業所として営業許可等を有しているときは、「保有」欄に○印を記入し、営業許可書等の写しを添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。)
- ※ 営業許可等の写しについては、表紙だけでなく、内訳が別紙となっている場合は、別紙の内訳も併せて提出してください。変更届出・変更登録等を行っている場合は、その写しも提出してください。

営業許可等の名称			
保有	番号	名称	詳細
	01	肥料販売業務開始届	管轄:都道府県知事 法令:肥料取締法第23条第1項
	02	農薬販売届	管轄:都道府県知事 法令:農薬取締法第8条
	03	薬局開設許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第4条
	04	医薬品店舗販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条・第26条
	05	医薬品配置販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条・第30条
	06	医薬品卸売販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条・第34条
	07	高度管理医療機器等販売(賃貸)業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第39条
	08	管理医療機器等販売(賃貸)業届	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第39条の3
	09	動物用医薬品店舗販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条
	10	動物用医薬品配置販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条
	11	動物用医薬品卸売販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条
	12	動物用医薬品特例店舗販売業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第24条
	13	動物用高度管理医療機器等販売(賃貸)業許可	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第39条
	14	動物用管理医療機器等販売(賃貸)業届	管轄:都道府県知事 法令:薬事法第39条の3
	15	医療機器修理業許可※	※修理を行う機器の種類によって許可を取得する区分が異なります。 管轄:厚生労働大臣(地方厚生局長)・都道府県知事 法令:薬事法第40条の2
	16	毒物劇物一般販売業登録	管轄:都道府県知事・保健所を設置する市長又は特別区の区長 法令:毒物及び劇物取締法第4条
	17	毒物劇物農薬用品目販売業登録	管轄:都道府県知事・保健所を設置する市長又は特別区の区長 法令:毒物及び劇物取締法第4条
	18	毒物劇物特定品目販売業登録	管轄:都道府県知事・保健所を設置する市長又は特別区の区長 法令:毒物及び劇物取締法第4条
	19	石油販売業開始届	管轄:経済産業大臣 法令:石油の備蓄の確保等に関する法律第24条
	20	揮発油販売業登録	管轄:経済産業大臣 法令:揮発油等の品質確保等に関する法律第3条
	21	液化石油ガス販売事業登録※	※液化石油ガス販売事業登録については、販売所設置の形態によって登録申請先が違うので注意 管轄:経済産業大臣・都道府県知事 法令:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条
	22	高圧ガス販売事業届	管轄:都道府県知事 法令:高圧ガス保安法第20条の4
	23	一般旅客自動車運送事業許可※	管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:道路運送法第4条
	24	自家用自動車有償貸渡許可	※レンタカー許可 管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:道路運送法第80条
	25	一般貨物自動車運送事業許可	管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:貨物自動車運送事業法第3条
	26	貨物軽自動車運送事業届出	管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:貨物自動車運送事業法第36条

様式6

保有営業許可等一覧

商号又は名称

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、営業許可等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
 - 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式6】の番号の営業許可等を確認して、事業所として営業許可等を有しているときは、「保有」欄に○印を記入し、営業許可書等の写しを添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。)
- ※ 営業許可等の写しについては、表紙だけでなく、内訳が別紙となっている場合は、別紙の内訳も併せて提出してください。変更届出・変更登録等を行っている場合は、その写しも提出してください。

営業許可等の名称			
保有	番号	名称	詳細
	27	警備業認定書	管轄:都道府県公安委員会 法令:警備業法第4条
	28	機械警備業務開始届出	管轄:都道府県公安委員会 法令:警備業法第40条
	29	建築物清掃業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	30	建築物空気環境測定業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	31	建築物空気調和用ダクト清掃業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	32	建築物飲料水水質検査業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	33	建築物飲料水貯水槽清掃業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	34	建築物排水管清掃業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	35	建築物ねずみ・こん虫防除業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	36	建築物環境衛生総合管理業登録	管轄:都道府県知事 法令:建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	37	建設業許可※ ()	※許可は28種類 管轄:国土交通大臣・都道府県知事 法令:建設業法第3条
	38	下水道処理施設維持管理業者登録	管轄:国土交通大臣 法令:下水道処理施設維持管理業者登録規程
	39	浄化槽清掃業許可	管轄:市町村長 法令:浄化槽法第35条
	40	浄化槽保守点検業登録	管轄:都道府県知事 法令:浄化槽法第48条
	41	簡易専用水道検査機関登録	管轄:厚生労働大臣 法令:水道法第20条の2・水道法施行規則第15条の2
	42	自動車分解整備事業認証(認証工場)	管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:道路運送車両法第78条
	43	優良自動車整備事業者認定※	※認定の種類は次のとおりです 「一種整備工場」「二種整備工場」「特殊整備工場」 管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:道路運送車両法第94条
	44	指定自動車整備事業(指定工場)	管轄:国土交通大臣(地方運輸局長) 法令:道路運送車両法第94条の2
	45	一般廃棄物収集運搬業許可	管轄:市町村長 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
	46	一般廃棄物処理業許可	管轄:都道府県知事 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条
	47	産業廃棄物収集運搬業許可	管轄:都道府県知事 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条
	48	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	管轄:都道府県知事 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4
	49	特別管理産業廃棄物処理業許可	管轄:都道府県知事 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項

様式6

保有営業許可等一覧

商号又は名称

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、営業許可等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
 - 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式6】の番号の営業許可等を確認して、事業所として営業許可等を有しているときは、「保有」欄に○印を記入し、営業許可書等の写しを添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。)
- ※ 営業許可等の写しについては、表紙だけでなく、内訳が別紙となっている場合は、別紙の内訳も併せて提出してください。変更届出・変更登録等を行っている場合は、その写しも提出してください。

営業許可等の名称				
保有	番号	名称	詳細	
	50	産業廃棄物処理業許可	管轄:都道府県知事 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	
	51	廃棄物再生事業者登録	管轄:都道府県知事 法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2	
	52	計量証明事業登録※	※ただし、国又は地方公共団体が計量証明の事業を行う場合及び次に掲げる他の法律で認可、登録、指定を受けている者は、計量法に基づく事業の登録を受けることなく、当該事業に係る分野の計量証明の事業を行うことができます。(計量法施行令第27条)	
			(1)労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第19条の規定に基づく厚生労働大臣の認可を受けた者(財団法人中央労働災害防止協会)	
			(2)下水道事業センター法の一部を改正する法律(昭和50年法律第41号)による改正前の下水道事業センター法(昭和47年法律第41号)第10条第1項の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた者(財団法人日本下水道事業団)	
			(3)作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第33条の規定に基づく作業環境測定機関	
			(4)浄化槽法(昭和58年法律第43号)第57条の規定に基づく環境大臣の指定を受けた者(指定検査機関)	
			管轄:都道府県知事 法令:計量法第107条	
			(1)長さに係る計量証明の事実	管轄:都道府県知事 法令:計量法施行規則第38条関係(別表第四)
			(2)質量に係る計量証明の事実	
			(3)面積に係る計量証明の事実	
			(4)体積に係る計量証明の事実	
	(5)熱量に係る計量証明の事実			
	(6)濃度に係る計量証明の事実	()大気中の物質の濃度 ()水又は土壌中の物質の濃度		
	(6)濃度に係る計量証明の事実(特定濃度)	()大気中のダイオキシン類の濃度 ()水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業		
	(7)音圧レベルに係る計量証明の事実			
	(8)振動加速度レベルに係る計量証明の事実			
	53	特定計量証明事業者認定 ()	管轄:経済産業大臣・独立行政法人製品評価技術基盤機構 法令:計量法第121条の2	
	54	作業環境測定機関登録	管轄:厚生労働大臣・都道府県知事 法令:作業環境測定法第33条 作業環境測定法施行規則第53条	
	55	不動産鑑定業登録	管轄:国土交通省・都道府県 法令:不動産の鑑定評価に関する法律第22条	
	56	クリーニング所開設届	管轄:都道府県知事 法令:クリーニング業法第5条	
	57	損害保険業免許	管轄:内閣総理大臣(金融庁) 法令:保険業法第3条	
	58	古物商営業許可	管轄:都道府県公安委員会 法令:古物営業法第3条	
	59	金属くず商営業許可	管轄:北海道公安委員会 法令:金属くず回収業に関する条例(北海道)第3条	

様式6

保有営業許可等一覧

商号又は名称

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、営業許可等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
 - 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式6】の番号の営業許可等を確認して、事業所として営業許可等を有しているときは、「保有」欄に○印を記入し、営業許可書等の写しを添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。)
- ※ 営業許可等の写しについては、表紙だけでなく、内訳が別紙となっている場合は、別紙の内訳も併せて提出してください。変更届出・変更登録等を行っている場合は、その写しも提出してください。

営業許可等の名称			
保有	番号	名称	詳細
	60	解体工事業者	管轄:都道府県知事 法令:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条
	61	食品衛生法営業許可	管轄:都道府県知事 法令:食品衛生法第52条
	62	水道検査機関登録	管轄:厚生労働省 法令:水道法第20条の2
	63	衛生検査所登録	管轄:都道府県知事 法令:臨床検査技師等に関する法律第20条の3
	64	危険物施設設置許可	管轄:都道府県知事(市町村長) 法令:消防法第11条
	65	指定可燃物貯蔵等届出	管轄:市町村長 法令:市町村火災予防条例による
	66	砕石業者許可	管轄:都道府県知事 法令:採石法第32条
	67	砂利採取業者登録	管轄:都道府県知事 法令:砂利採取法第3条
	68	火薬類製造業許可	管轄:都道府県知事 法令:火薬類取締法第3条
	69	火薬類販売販売営業許可	管轄:都道府県知事 法令:火薬類取締法第5条
	70	麻薬卸売(小)売業者免許	管轄:厚生労働大臣又は都道府県知事 法令:麻薬及び向精神薬取締法第3条
	71	覚せい剤製造業者指定	管轄:厚生労働大臣又は都道府県知事 法令:覚せい剤取締法第3条
	72	家畜商免許	管轄:都道府県知事 法令:家畜商法第3条
	73	米穀の出荷又は販売事業開始届出	管轄:農林水産大臣 法令:厚生労働大臣又は都道府県知事第47条
	74	測量業者登録	管轄:国土交通大臣 法令:測量法第55条
	75	電気工事業登録	管轄:経済産業大臣又は都道府県知事 法令:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条
	76	建築士事務所登録	管轄:都道府県知事 法令:建築士法第23条

上記に記載のない営業許可等は、下記の欄に記入してください。

保有	番号	名称	詳細
	101	医療関連サービスマーク認定	検体検査・滅菌消毒・患者等給食・患者搬送・医療機器の保守点検 ・医療用ガス供給設備の保守点検・寝具類洗濯・院内清掃 管轄:一般財団法人医療関連サービス振興会 法令:医療法施行規則第9条の15 関連認定制度
	102	地下タンク等定期点検事業者認定	管轄:一般財団法人全国危険物安全協会 法令:危険物の規制に関する規則第62条の6 関連認定制度
	103		
	104		
	105		
	106		
	107		
	108		
	109		

様式7

有資格者等一覧

商号又は名称	
--------	--

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、有資格者等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
- 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式7】の番号の資格者等を確認して、事業所の有資格者等の人数を「在籍人数」欄に記入し、有資格者等の資格者証等の写しを必ず添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。) **詳細は、手引きをご参照ください。**

※ 資格者証等写しについては、登録内容の変更等を行っている場合は、それを証する書類の写しも提出してください。(資格者証等の裏面の追記記載事項等も確認してください。)

資格者等の名称			
在籍人数	番号	名称	詳細
	201	建築士	一級:国土交通大臣免許 二級:木造:都道府県知事免許 法令:建築士法第4条
	202	建築基準適合判定資格者	管轄:国土交通省 法令:建築基準法施行規則第10条の8
	203	特定建築物調査員資格者	管轄:国土交通省 法令:建築基準法施行規則第6条の6
	204	建築設備検査員資格者	管轄:国土交通省 法令:建築基準法施行規則第6条の6
	205	防火設備検査員資格者	管轄:国土交通省 法令:建築基準法施行規則第6条の6
	206	昇降機等検査員資格者	管轄:国土交通省 法令:建築基準法施行規則第6条の6
	207	防火対象物点検資格者	管轄:総務省 法令:消防法施行規則第4条の2の4
	208	消防設備士	甲種:消防用設備等の工事、整備及び点検ができる。
			乙種:消防用設備等の整備及び点検ができる。
	208	消防設備士	甲種 特類:特殊消防用設備等 甲種・乙類 第1類:屋内消火栓、スプリンクラー等 甲種・乙類 第2類:泡消火設備 甲種・乙類 第3類:不活性ガス消火設備等 甲種・乙類 第4類:自動火災報知設備等 甲種・乙類 第5類:金属製避難はしご等 乙類 第6類:消火器 乙類 第7類:漏電火災警報器
			管轄:総務省(交付は都道府県知事) 法令:消防法第17条の9
	209	消防設備点検資格者	特 種:特種消防用設備等
			第1種:消火器、屋内消火栓設備等 第2種:自動火災報知設備、避難機具
	209	消防設備点検資格者	管轄:総務省 法令:消防法施行規則第4条の2の4
			特 級:全ての規模のボイラー取扱作業主任者になれる。
	210	ボイラー技士	1 級:伝熱面積の合計が500㎡未満
			2 級:伝熱面積の合計が25㎡未満
	210	ボイラー技士	管轄:都道府県労働局(厚生労働省) 法令:労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令
			管轄:都道府県労働局(厚生労働省) 法令:労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令
	211	ボイラー整備士	管轄:都道府県労働局(厚生労働省) 法令:労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令
	212	危険物取扱者	甲種 :乙種第1類~6類の全ての種類の危険物の取扱と立会
			乙種第1類:酸化性固体(塩素酸カリウム等) 乙種第2類:可燃性固体(硫黄、赤磷、Mg) 乙種第3類:自然発火性物質及び禁水制物質(金属Na等) 乙種第4類:引火性液体(ガソリン・灯油等) 乙種第5類:自己反応性物質(ニトログリセリン等) 乙種第6類:酸化性液体(過酸化水素、硝酸等)
	212	危険物取扱者	丙種 :乙種第4種の中の指定されたものの取扱

様式7

有資格者等一覧

商号又は名称	
--------	--

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、有資格者等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
- 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式7】の番号の資格者等を確認して、事業所の有資格者等の人数を「在籍人数」欄に記入し、有資格者等の資格者証等の写しを必ず添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。) **詳細は、手引きをご参照ください。**

※ 資格者証等写しについては、登録内容の変更等を行っている場合は、それを証する書類の写しも提出してください。(資格者証等の裏面の追記記載事項等も確認してください。)

資格者等の名称			
在籍人数	番号	名称	詳細
			管轄: 総務省(交付は都道府県) 法令: 消防法
	213	電気通信設備工事担当者	AI第一種: アナログ伝送路設備(アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
			AI第二種: アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(端末設備等に収容される電気通信回線の数が50以下であつて内線の数が200以下のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が64kbps換算で50以下のものに限る。)
			AI第三種: アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで1のものに限る。)
			DD第一種: デジタル伝送路設備(デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
			DD第二種: デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が100Mbps(主としてインターネットに接続するための回線にあつては1Gbps)以下のものに限る。)。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
			DD第三種: デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が1Gbps以下のものであつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。)。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
			AI・DD総合種: アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事
			管轄: 総務省(交付は都道府県知事) 法令: 電気通信事業法
	214	電気工事士	第一種: 最大500キロワット未満の需要設備の電気工事作業まで行うことができ、中小規模のビルや工場の屋内配線・受電設備配線などを含む、ほとんどの電気工事に従事することが可能です。 第二種: 一般用電気工作物の電気工事に従事します。
			管轄: 総務省(交付は都道府県知事) 法令: 電気通信事業法
	215	電気主任技術者	第1種電気主任技術者
			第2種電気主任技術者
			第3種電気主任技術者
			管轄: 経済産業大臣免許 法令: 電気事業法第44条
	216	自動ドア施工技能士	1級自動ドア施工技能士
			2級自動ドア施工技能士
			管轄: 1級~厚生労働大臣、2級~都道府県知事 法令: 職業能力開発促進法第50条
	217	警備員指導教育責任者 (営業所で取り扱う警備業務区分ごと)	管轄: 都道府県公安委員会 法令: 警備業法第5条

様式7

有資格者等一覧

商号又は名称	
--------	--

- 1 営業品目(資格の種類)によっては、法令等の規定に基づき、有資格者等が必要なものがあり、また、資格要件としているものもあります。
- 2 【様式4】の営業品目(資格の種類)の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式7】の番号の資格者等を確認して、事業所の有資格者等の人数を「在籍人数」欄に記入し、有資格者等の資格者証等の写しを必ず添付してください。(申請時点で有効なものに限ります。) **詳細は、手引きをご参照ください。**

※ 資格者証等写しについては、登録内容の変更等を行っている場合は、それを証する書類の写しも提出してください。(資格者証等の裏面の追記記載事項等も確認してください。)

資格者等の名称			
在籍人数	番号	名称	詳細
	218	機械警備業務管理者	管轄: 都道府県公安委員会 法令: 警備業法第42条
	219	建築物環境衛生管理技術者	管轄: 厚生労働大臣免状 法令: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条
	220	ビルクリーニング技能士	管轄: 厚生労働大臣 法令: 職業能力開発促進法第50条
	221	高所作業者運転技能講習修了者	管轄: 厚生労働大臣 法令: 労働安全衛生法第61条
	222	高所作業者運転特別教育修了者	管轄: 厚生労働大臣 法令: 労働安全衛生法第59条
	223	ゴンドラ取扱特別教育修了者	管轄: 厚生労働大臣 法令: 労働安全衛生法第59条、ゴンドラ安全規則
	224	ロープ高所作業特別修了者	管轄: 厚生労働大臣 法令: 労働安全衛生法第59条(平成28年7月1日施行)
	225		
	226		
	227		
	228		
	229		
	230		
	231		

上記に記載のない資格者等は、下記の欄に記入してください。

保有人数	番号	名称	詳細
	301	地下タンク等定期点検技術者講習修了者	管轄: 一般財団法人全国危険物安全協会 法令: 危険物の規制に関する規則第62条の6 関連認定制度
	302		
	303		
	304		
	305		
	306		
	307		
	308		
	309		
	310		

様式 8

(資格の種類が資格要件で定めている場合に提出が必要)

技 術 者 名 簿

商号又は名称		支店等の名称	
--------	--	--------	--

- 1 参加希望する営業品目（資格の種類）に係る技術者について、記入してください。
- 2 【様式4】の営業品目（資格の種類）の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式7】の番号の資格者等を確認して、その技術者の氏名、年齢、**有資格者等一覧【様式7】**の資格者等の「**番号**」及び「**名称**」、資格等の取得年月日、その有効期間及び実務経験年数を記入します。また、資格有効期間が無い場合は記入不要ですが、**一定期間ごとに講習等の受講が必要なものは、その有効期間を記入してください。**
- 3 受任者を有している場合は、受任者である北海道内の支店、営業所等に在籍する技術者を記入してください。なお、北海道外業者で、北海道内に支店、営業所等（受任事務所）を有しない場合は、北海道内での稼働予定技術者について作成してください。
- 4 技術者の**資格者証等の写しを【様式7】へ添付してください。（有効期間のあるものについては、申請日時時点で、有効期間内のものに限り。）****詳細は、手引きをご参照ください。**

氏名 (技術者)	年齢	有資格者等 一覧番号	資格等の名称	資格等の 取得年月日	資格等の 有効期間	実務 経験 年数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
計	人	法令等の規定に基づく資格等を有しなくても、その職種として勤務している場合は、参加希望する営業品目（資格の種類）において、担当する職名等を記入してください。（清掃員等）				

様式 8

(資格の種類が資格要件で定めている場合に提出が必要)

技 術 者 名 簿

商号又は名称		支店等の名称	
--------	--	--------	--

- 1 参加希望する営業品目（資格の種類）に係る技術者について、記入してください。
- 2 【様式4】の営業品目（資格の種類）の細分類の品目名称に【番号】を付している場合等は、【様式7】の番号の資格者等を確認して、その技術者の氏名、年齢、**有資格者等一覧【様式7】**の資格者等の「**番号**」及び「**名称**」、資格等の取得年月日、その有効期間及び実務経験年数を記入します。また、資格有効期間が無い場合は記入不要ですが、**一定期間ごとに講習等の受講が必要なものは、その有効期間を記入してください。**
- 3 受任者を有している場合は、受任者である北海道内の支店、営業所等に在籍する技術者を記入してください。なお、北海道外業者で、北海道内に支店、営業所等（受任事務所）を有しない場合は、北海道内での稼働予定技術者について作成してください。
- 4 技術者の**資格者証等の写しを【様式7】へ添付してください。（有効期間のあるものについては、申請日時点で、有効期間内のものに限り。）****詳細は、手引きをご参照ください。**

	氏名 (技術者)	年齢	有資格者等 一覧番号	資格等の名称	資格等の 取得年月日	資格等の 有効期間	実務 経験 年数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
計		人	法令等の規定に基づく資格等を有しなくても、その職種として勤務している場合は、参加希望する営業品目（資格の種類）において、担当する職名等を記入してください。（清掃員等）				

様式9

従 業 員 名 簿

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏 名

次のとおり相違ありません。

職 種	氏 名	住 所
代 表 者 (店主)		
役 職 名 (家族従業員)		
従 業 員		

※ 資格要件で、**個人及び中小企業組合等**の場合は、従業員名簿を提出が必要となります。

社会保険等加入状況一覧

商号又は名称

法定保険の種類		加入状況	事業所整理記号等
社会保険	健康保険	加入 ・ 加入義務なし	
	厚生年金保険	加入 ・ 加入義務なし	
労働保険	雇用保険	加入 ・ 加入義務なし	
	労働者災害保険	加入 ・ 加入義務なし	

注意

- 「加入状況」欄は、加入又は加入義務なし（適用除外）に○を付けてください。
- 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記入してください。
- 「加入状況」欄中「加入」に○を付けた保険は、それぞれ**加入状況が確認できる書面の写しを添付**してください。

社会保険・・・「納入告知書(納付書)」「資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書」「適用通知書」等のいずれか

労働保険・・・「領収済通知書」「保険関係成立届」「概算・確定保険料申告書(控)」等のいずれか

※ 加入したばかりで、納付実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し、雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し等で、**所管窓口の受付印が押されたもの**を提出してください。

- 健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれかに加入義務がない保険がある場合は、**様式10付表の「社会保険等の加入義務がないことの申出書」**を併せて提出してください。
- 建設工事の経営事項審査の結果通知書において、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の欄が、いずれも**「有」**又は**「適用除外」**となっている場合は、提出不要です。
- なお、資格審査申請時に疑義が生じた場合、加入状況がわかる他の証する書類を求めることがあります。

【事業所整理記号等について】

「健康保険」の欄については、**事業所整理番号及び事業所番号**（健康保険組合にあっては、健康保険組合名）を記載すること。

「厚生年金保険」の欄については、**事業所整理記号及び事業所番号**を記載すること。

「雇用保険」、「労働災害保険」の欄については、**労働保険番号**を記載すること。

社会保険等の加入義務がないことの申出書

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和6年度の競争入札参加資格の審査にあたり、以下について申し出ます。なお、この申出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の申出内容を確認するため、新ひだか町が他の関係官公署等へ照会を行うことについて、承諾します。

記

1 健康保険について

- 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
- その他(必ず理由を下記に記入してください。)

(理由)

令和 年 月 日に、関係機関()
に 電話・訪問 の上、加入義務の有無について、確認しました。

2 厚生年金保険について

- 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
- その他(必ず理由を下記に記入してください。)

(理由)

令和 年 月 日に、関係機関()
に 電話・訪問 の上、加入義務の有無について、確認しました。

3 雇用保険について

- 従業員がいないため、加入義務がありません。
- その他(必ず理由を下記に記入してください。)

(理由)

令和 年 月 日に、関係機関()
に 電話・訪問 の上、加入義務の有無について、確認しました。

注) 1 この申出書は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかの保険の加入義務がない方のみ提出してください。
2 該当する口欄にチェックし、チェックした項目の理由欄を詳細に記入してください。
3 審査時等に疑義が生じた場合、関係機関に問い合わせることがあります。

様式11

商号又は名称	
--------	--

経営規模及び経営状況調書

①経営規模1（年間売上高） ※千円未満切り捨て		
年間総売上高（損益計算書の総売上高）		（千円）

②経営規模2（自己資本額） ※千円未満切り捨て		
法人	資本合計（貸借対照表の純資産合計）	（千円）
	※うち資本金（法定資本）	（千円）
個人事業者	元入金＋本年利益＋事業主借－事業主貸	（千円）

③経営状況1（流動比率）		
流動資産（ア）	「計算書」イの数値 ※個人事業者の場合	（千円） ※千円未満切り捨て
流動負債（イ）	「計算書」ロの数値 ※個人事業者の場合	（千円） ※千円未満切り捨て
流動比率（ア÷イ×100）		（%） ※小数点以下切り捨て

④経営状況2（営業年数）		
設立・創業年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
営業年数		年 ※1年未満切り捨て

⑤経営規模3（従業員数）		
全社での従業員数		人
※うち申請者（受任者がいる場合は、受任者の営業所等）の従業員数		人

(注)

- ①から③は、直近の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）等をもとに記入してください。
 ※個人事業者の場合は、【様式11付表】を記載して、それをもとに記入してください。
- ④の「営業年数」は「設立・創業年月日」から申請日までの年数を記入してください。
- ⑤の「従業員数」は、申請日時点において、雇用期間を定めずに雇用された従業員、及び1年以上の雇用期間を定めて雇用された従業員数を記入してください。
 なお、申請者が、受任者（担当する営業所等）を設定している場合は、受任者に係る「従業員数」を記入してください。
- 直近の決算書等の写しを添付してください。

経営規模等審査 ※記入不要

①年間売上高	②自己資本額	③流動比率	④営業年数	合計	等級格付

様式11 付表

商号又は名称	
--------	--

※個人事業者用記載

【流動資産・流動負債計算書（個人事業者用）】

（単位：千円）

流動資産			流動負債		
A 資産負債調（資産の部）			A 資産負債調（負債・資本の部）		
	現金・預金			支払手形	
	受取手形			買掛金	
	売掛金			短期借入金	
	有価証券			未払金	
	棚卸資産			未払費用	
	前払金			預り金	
	短期貸付金		/		
	原材料				
B その他の事項			B その他の事項		
合計（A+B） イ			合計（A+B） ロ		

注1 数値については、確定申告時のものを記入ください。

注2 B「その他の事項」には、A「資産負債調」にない科目で、おおむね1年以内に現金化できるもの又は支払期限の到来するものを記入してください。ただし、貸倒引当金については、記入しないでください。

道内営業所一覧

商号又は名称	
--------	--

北海道内における支店、営業所等（本店を含む。）の有無	有 ・ 無
----------------------------	-------

有の場合、北海道内の支店、営業所等（本店を含む。）の名称、住所等を次表に記入してください。

NO	支店等の名称	住所	TEL
			FAX
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

同 意 書

提出不要です

誓約書

私は、新ひだか町が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

なお、競争入札参加資格審査に係る申請人、その代理人、支配人、その他使用人若しくは入札代理人についても、暴力団員、暴力団関係事業者でないことも誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、新ひだか町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

申請者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

申請日現在、自社と他の新ひだか町競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本関係・人的関係は次のとおりです。

記

- 1 他の「新ひだか町競争入札参加資格者申請者（資格者）」との資本関係又は人的関係 [ある ・ なし]
- 2 資本関係がある他の申請者（資格者）

(1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備 考

(2) 子会社等の関係にある他の資格者（申請者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備 考

(3) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある他の資格者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備 考

※ (3) に係る親会社等については申請者（資格者）に限らない

- 3 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

- 注 1 この調書は、資本関係・人的関係の有無に係わらず提出すること。
- 2 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の新ひだか町の競争入札参加資格審査の申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。
- 3 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記入する必要はないこと。
- 4 2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等を同じくする子会社等同士の関係のある者」）を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。
- 5 「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。
- 6 記載する必要はない。
- 7 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。
- 8 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

競争入札参加資格変更審査申請書

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

所 在 地

商号又は名称
代表者職氏名

令和6年度における新ひだか町の行う競争入札への参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて再審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

変更内容

変更理由	変更前	変更後	変更年月日

競争入札参加資格審査申請書変更届

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

所 在 地

商号又は名称
代表者職氏名

令和6年度における新ひだか町の行う競争入札への参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて届け出ます。

なお、この変更届及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日